

# 手と手をつないで

No.368

やまぐち ひろゆき  
山口 裕之

(マザー・アース人権啓発研究所主宰)



## 自分の知識と人権感覚を リニューアルさせよう

部落問題は新たな様相をもつて続いている

国は「同和対策審議会」答申（1965年）を受け、4年後に「同和対策事業特別措置法」を制定しました。これを受けて、差別をなくすさまざまな事業が行われ被差別部落の環境は改善されてきました。このことによって、差別や偏見もなくなるように思われましたが、残念ながら差別や偏見は形を変えて残りました。

今日の情報化社会の進展やSNSを活用する生活様式への変化により、昔の住所や町名をインターネットで公表したり、特定の人を誹謗・中傷したりする事象が数多く起こっています。また、人生の大事な節目である結婚や就職などにおいて、被差別部落の人をさげよとするとする人や会社もあり、司法書士などの権限を利用して不正にプライバシーを侵害する事件も続いています。

「部落差別解消推進法」から「部落差別解消推進条例」へとつながる

国は現在も残る部落差別を解消するために、「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016年）を施行しました。その具体的な取り組みを行うために、福岡県は「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（2019年）を施行しました。これにつながる形で、太宰府市も「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」（2020年）を施行しました。



これらの動きを受けて、福岡県内各自治体は、部落差別に関しての相談体制や部落差別を解消するための教育・啓発の充実、実態調査、必要な取り組みを進めています。

このような法律や条例を活用して、

私たちは差別をなくして人権文化を高め、お互いの多様性を大切に共生社会をつくっていききたいものです。

「他人ごと」ではなく「自分ごと」として受け止める

しかし、私たちは、人権について「自分ごと」として受け止めているでしょうか。人権は大切だということを理解していても、「私は部落差別をしていない。部落差別は私には関係ない。」と「他人ごと」になっていないでしょうか。ともすれば幼少の頃から刷り込まれたまちがった知識や誤った認識を今も持ち続けているかもしれません。そのことにより、「正しく知る（科学的な認識）」ことができなくなり、新たな差別や偏見を生んでしまうかもしれません。

人権問題を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として受け止め、部落差別に関する正しい知識、人権尊重の精神を大切にして行動しましょう。もし部落差別の事象に出会っても、まちがいを正していけるようになりましょう。

時代や社会の様子が変わっても、自分の知識と人権感覚を常にリニューアルさせていきたいものです。